

福島看護専門学校「学校評価」実施規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第36条の規定に基づき、学校評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 目的を達成するために、学則第36条第1項に規定する自己評価及び同条第2項に規定する学校関係者評価の実施並びに結果の公表について同条第3項により必要な事項を定める。

(定義)

第2条 学校評価とは、次の自己評価及び学校関係者評価をいう。

2 自己評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条の規定により、本校の職員が自ら学校の状況について評価を行うことをいう。

3 学校関係者評価とは、同法第43条及び同法施行規則第67条の規定により、自己評価の結果を学校が選任する学校関係者が、その評価を行うこという。

(自己評価委員会の設置等)

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として、自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること。

(2) 評価基準項目に関すること。

(3) 報告書の作成、評価に基づく改善策の提案及び評価結果の公表に関すること。

(4) その他実施について必要な事項に関すること。

3 委員会の構成は、校長が指名する委員により構成する。

委員の人数は、7人以内とする。任期は2年とし再任することができる。

4 委員会の運営は、校長が委員長となり委員会を招集する。

委員会は必要と認める場合には、委員以外の者に出席を求めることができる。

(自己評価の実施等)

第4条 自己評価の実施は、原則として毎年度12月とする。

2 校長の指揮のもと、第3条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組まなければならない。

3 職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

4 校長は、評価の結果を理事会に報告しなければならない。

(学校関係者評価)

第5条 校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係委員会の構成・運営等)

第6条 関係者委員会は、次に掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 関連業界等関係者 3名以内
- (2) 卒業生 2名以内
- (3) 教育に関し知見を有する者 2名以内
- (4) 校長が必要と認める者 2名以内

2 委員の任期は2年とし再任することができる。

3 関係者委員会に委員長を置く。委員長は互選による。

(1) 運営は、校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

(2) 校長が必要と認める場合には、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(3) 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することが出来ない。

(4) 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に3回以上開催しなければならない。

(学校関係者委員会の評価等)

第7条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

2 職員は、学校関係者評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

3 校長は、学校関係者評価結果を理事会に報告しなければならない。

4 校長は、学校関係者評価結果について、理事会の承認を受け、公表しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校の定める基準により支払う。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

2 カリキュラム委員会

3 学習内容向上委員会

4 研究協議委員会

附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。